

【和歌山市の会員の皆様へ】

商工会議所から「わかやまペイ 参加店舗募集」の連絡がありましたので、お知らせします。

現在、和歌山市では物価高騰対策の一助として和歌山市内限定にて、プレミアム付商品券事業を企画・実施しております。

商品券のお申込みでは、1回目募集、2回目募集ともに大変ご好評をいただいております、総数 32.8 万口（デジタル商品券、紙商品券）が発行される予定です。

このたび、商品券が利用できる参加店舗様をあらためて募集させていただきたく、ご案内申し上げます。参加店舗募集は、9月30日（火）まで随時受付しております。詳しくは、別添の専用チラシをご覧ください。

この機会に是非ご参加賜りますよう、ご検討よろしくお願いたします。

【お問合せ】

和歌山市プレミアム付商品券事業事務局コールセンター

電話 0120-138-520

9時～17時30分（土・日・祝含む）

【メール配信担当】 和歌山商工会議所 根木

プレミアム率

30%

発行総数
32.8万口
(予定)



令和7年度 和歌山市プレミアム付商品券

わかやまパイ

参加店舗募集

和歌山市では、昨今の物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者を支援することを目的に、市内参加店舗のみで利用可能な「和歌山市プレミアム付商品券」を販売します。



店舗登録の申込期間

9月30日 火 まで受付しています。



随時受付中!

登録店舗は専用ホームページ「参加店舗一覧」に掲載いたします

Point

手数料不要

取扱店登録料・
決済手数料は無料

端末は不要

専用スターキットを送付

売上等管理サイト

利用実績の閲覧、集計csvデータ
DLなどが可能

参加いただく
メリット!

- 1 新規顧客獲得および利用者の増加により売上げが期待できます。
- 2 デジタルと紙、2種類の商品券があり、幅広い世代の顧客拡大が望めます。
- 3 店舗の存在が多くの和歌山市民に認知され、PRにつながります。
- 4 和歌山市内でのみ使用可能なため、地域内の消費を促進し、地域経済の活性化に貢献できます。

利用可能期間 ▶ 購入日から10月31日(金)まで

商品券に
ついて

デジタル商品券、紙商品券の2種類

1口6,500円を5,000円で販売

個人情報の取得・利用について ●ご提供いただきました個人情報は「和歌山市プレミアム付商品券」の事業運営及びこれに類似する和歌山市の事業に関する以外のもので使用することはありません。なお、本事業に関する確認・連絡・各種手続きのため、機密保持契約を締結した業務委託先(運営事務局協力会社等)に預託することがありますので、あらかじめご了承ください。

参加に関する詳細は、専用ホームページよりご確認ください



専用ホームページ



令和7年度 和歌山市プレミアム付商品券

わかやまペイ

参加店舗募集

..... 専用ホームページにて申請 ▼



専用ホームページ

スマートフォン、
タブレットの方は
左記QRコードを
読み込んでください。

※QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

1

専用ホームページにアクセスします

▶ <https://wakayama-premium2025.jp>

2

「参加店舗登録はこちら」から、募集要項を確認し専用フォームに必要事項を入力し申請してください

3

事務局での審査のうえ、登録が出来次第スターターキットを配送します

※審査から配送まで10~14日程度かかります。審査結果によっては登録できない場合があります。

※専用ホームページで申込フォームをダウンロードし、FAXでの申込も受付しております。

※ホームページでの申込が難しい方はコールセンター(0120-138-520)へお問い合わせください。

参加店舗登録できる事業者

和歌山市内に店舗または事業所があり、消費者に直接、商品・サービスを提供できる事

注意事項

商品券の利用対象にならないもの

- ・たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・消費にあたらぬものへの支払い。(出資、振込手数料、保険料等)
- ・公租公課の納付。(国税、地方税、使用料等)
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

お問い合わせ先

和歌山市プレミアム付商品券事業事務局コールセンター
FAX : 073-494-3263 メールアドレス:wakayama_premium2025@nta.co.jp

9時-17時30分(土日祝含む)
TEL : 0120-138-520